

# 会議記録

作成部局課名 丸子地域自治センター 地域振興課

開催日	平成 21 年 10 月 23 日(金曜日)	開催時刻	13 時 30 分から 14 時 46 分
会議名	丸子地域協議会(平成 21 年度第 7 回)		
出席委員	浅倉委員、生田委員、大森委員、片桐委員、甲田委員、笹井委員、笹沢委員、滝沢(俊)委員、滝沢(浩)委員、武井委員、竹花委員、土屋委員、成澤(啓)委員、成澤(み)委員、本間委員、宮坂委員、村松委員 【欠席】倉沢委員、木下委員、柳原委員		
市側出席者	関丸子地域自治センター長、佐藤センター次長兼地域振興課長、佐藤建設課長、深井地籍調査係長、大平地域政策担当係長、中村地域政策担当主査		

## 会議次第

- 1 開会(佐藤センター次長)
- 2 会長あいさつ(片桐会長)

現在、地域協議会の運営等につきまして、皆さんに協議をさせていただいていますが、地域協議会は上田市が合併と同時に立ち上げた組織です。同じような組織を全国的に立ち上げている自治体が大変多くありますが、必ずしも成功しているという例はまだないようです。失敗だったという例も聞かないようで、手探りの状況が続いているのではないかと思います。しかし、これからの分権型社会の構築、住民主体の地方自治を推進していくためには、地域協議会が大変重要な役割を今後果たしていくのではないかと思います。センター長からの諮問を受ける機会が多くなれば、地域内分権がかなり推進していけるのではないかと思います。現在、あり方等について協議させていただいていますが、私たちに残された任期はわずかですけれども、次の皆さんにバトンタッチするためにも、少しでも前進できるよう皆さんのご協力をお願いいたします。

## 3 報告事項

(1)丸子地域における地籍調査事業の現状と今後の事業計画予定について(建設課)

(建設課)

- 1 .地籍調査の現状について 旧丸子町の総面積 1067 平方 km(10570ha)のうち、国有林面積 2506 平方 kmを除いた 8064 平方 kmを調査対象面積としている。地籍調査事業は平成 7 年度から開始し、平成 20 年度末までの調査済み面積は、488 平方 kmで、ほ場整備完了面積 463 平方 kmを加えた進捗率は、11.8%となる(別紙資料 1.資料 2を参照)。
- 2 .今後 10 年間の事業計画予定について 今年度で御嶽堂地区の地籍調査が終了する見込み。来年度から塩川地区へ調査か所を移し事業を実施してまいりたい。地籍調査事業は、国・県の補助事業として実施しているが、事業の採択要件として、10 年間を一区切りにして実施計画を国・県と協議しながら作成し、この計画に基づいて事業を実施していく。平成 22 年度以降 10 年間の計画を一覧にまとめたものが資料 3 今まで実施してきたか

所と来年度以降実施するか所について図示し着色したものが資料 4。  
今後も土地所有者との調整を積極的に行い、鋭意調査に取り組んでまいりたい。

資料：資料 1 . 丸子地域における地籍調査事業の現状と今後の事業計画予定について報告

・主な質疑の内容

(委員) この調査が終わると、法務局の図面は全部それによって変わるか。図面の依田川東側の地籍は、いつになるか計画を伺いたい。

(建設課) 登記について 資料 4 の図に年度毎に実施したエリアについて数字が振ってある。この区域を 1 年かけて調査しその後登記簿冊にまとめて登記していく。年度毎に調査した区域は、調査年の概ね次年度末に登記申請をしていくため、調査から概ね 2 年ぐらいで法務局の登記が完了する。依田川の東側について 今まで平成 7 年に生田から始めて御嶽堂までの約 500ha が終わっている状況で、来年以降の 10 年計画で計画どおりに進むと長瀬の一部までが実施エリアとなる。この事業は、国・県の補助事業として実施しており、予算付けに影響される部分が非常に多い。下丸子、中丸子、上丸子まで及ぶには、少なくとも平成 22 年度からの 10 年計画以降と考えている。

#### 4 . 会議事項

##### ( 1 ) 旧丸子町「看板」の変更について ( 地域振興課 )

( 地域振興課長 ) 前回二つの案を示したが、合併協議の中で新市でも宣言することが決まっています、具体的なスケジュールに上がってきた。来年宣言されるのを待って書き換えることにしたい。

・質疑なし。

#### 5 . 調査研究事項

##### ( 1 ) 全体会議

・前回分散会で話し合った内容について報告

< 第 1 分散会 > ( 分散会会長 )

・意見が活発に出るので、まだまとめる方向に入っていない。今日の分散会である程度方向性を決めて、次回の全体会へ出していきたい。

< 第 2 分散会 > ( 分散会会長 )

配布資料は分散会で使用するもので内容をまとめたもの。全体会へ出して行くもの等の分けも始まっている。

資料：参考資料・第 6 回丸子地域協議会第 2 回分散会会議録

・全体としてどういう方向で進めていくか。

( 会長 ) 前回、12 月でまとめるのはとても無理だという意見が出された。12 月中ということではなく、我々の任期の中で協議会としての意見をまとめられればと思っている。

(委員) 配布資料の中に全体会へと記載あるものは、次回全体会議で取り上げるかどうかを話し合っただけであれば、よりスムーズにいくのではないかと。防犯灯 LED についてはすぐにもやってもらいたいという意見で、来期でなくても今期でも良い。

(委員) 分散会を 3 回やって皆さん意見がある程度まとまっているようなので、意見書として出すのか出さないのか、出すとすれば事務局、正副会長、各分散会会長で文章化するとか、そういう段階に入っても良いのではないかと。それと、基金については、分散会でやることは良いが、強化策とは別の問題だと私は受け取っている。分散会での要望は、強化策が第一の課題だったと思う。

(会長) 本日会議の後に分散会を予定しているが、だいぶ意見も出たようなので、まとめに入れるか。各会長どうか。

(委員) 第 2 分散会では、現在出ている範疇<sup>はんちゆう</sup>でのまとめはできるのではないかと。長引けば長引くほど、いろんなところに広がってしまうだけで、まとまらなくなる懸念はある。ある程度区切ってまとめて全体会で取り上げて、今すぐやるものはすぐやったほうが良い。

(委員) 第 1 分散会の今日のまとめ用の資料が手元にあるが、これをまとめていくのはいろいろ意見が出て非常に難しい。当初は事務局と正副会長と第 1 第 2 分散会会長でたたき台を作ったと言ったが、それだけではとても難しいので、事務局で素案を作ってもらって、皆さんの意見を反映させて修正加除し全体会でまとめていくのが良いのではないかと。

(会長) この後、分散会で検討していただき、次の段階で全体会へ持っていけるかどうか、事務局と相談して判断していきたい。

・丸子地域防犯灯 LED 化の検討について (地域振興課)

(地域振興課) 持寄分基金は第一次総合計画の最終年度の平成 27 年度までには使い切る方向で、丸子地域の活性化のために活用したらどうか提案してきている。具体的に防犯灯 LED への使い道について、両分散会で良いことだから進める方向で意見をいただいたので、検討資料をまとめた。1 背景 丸子地域では現在約 2300 灯の防犯灯が設置されており年間約 720 万円の電気料が掛かっている。市はその電気料の 2 分の 1 を設置する自治会に補助しているが、合併以前は電気料の全額を旧丸子町が負担してきた経緯があり、急激な負担増を避けるため、平成 20 年度は激変緩和措置として自治会負担分の補助を地域予算により実施した。自治会の負担額は多い自治会で約 48 万円、平均でも約 14 万円。この電気料の負担は、合併により新たに発生したものであり自治会財政を圧迫するものと受け止められ、この軽減を臨む要望や意見が丸子地域自治会長連絡会や丸子地域協議会でも多く出されている。この防犯灯の蛍光管を LED 照明に交換することで消費電力や CO2 削減となり電気料も軽減される。また、LED の寿命も約 4 万時間 (10 年間) と長く、交換に要する工事費も大きく軽減される。丸子地域協議会では、これらの状況を検討する中で、地域予算により丸子地域の防犯灯の LED 化を推進することし、具体化に当たって必要な諸事項を調査・研究することとした。2 検討する事項 (1) 期待される効果 : 対象防犯灯を 20W 蛍光灯 2300 本とした場合、LED 化に要する費用 1 本あたりの 20W 用 LED 価格及び交換工事費

約 10000 円として交換費用は 23000000 円。維持費に関する比較として、電気料は中部電力で単価を示している、防犯灯の契約単価・蛍光灯月 206 円に対し、20W 蛍光灯に相当する LED は月 144 円。差額で 1,711,200 円安くなる試算。器具交換費用の比較としては、蛍光灯は蛍光管だけでなく安定器にも寿命があるし、蛍光管自体水銀を充填してあるので有害物質として処分するにもお金がかかる。蛍光管を LED にすることによってマイナス面がなくなる。蛍光管の寿命は 6000 時間から 15000 時間と言われている。安定器の寿命は 8~10 年。安定器と水銀等の廃棄費用を考えて、寿命を最短年の 6000 時間で試算。LED は 40000 時間。1 年間で 2734,444 円が浮いてくる試算。(2)実施方法：防犯灯は自治会の設置になっていて、市は補助するという立場。LED 化で使える蛍光管まで廃棄してしまうかということもあり、一斉に全部交換してしまうか、切れたところから随時変えていくかについても論議いただきたい。地域予算持寄り基金の取り崩してやっても、10 年後はこの方法は不可能なので、自治会の中で LED を持続的に維持していくための仕組みを作っていく必要があるのではないかと。蛍光灯を LED に換えることによって、電気料・維持費について若干余裕が出てくるので、出た分の一部を積み立てておいて、10 年後に備えるというような仕組みづくりが必要ではないか。3.実施の手法 これを具体的に実施するにあたっては、地域協議会のあり方にもかかわるが、地域協議会の意見書として出していくのか、あるいは地域予算の通常の予算要求としてあげていくか。具体化させるには、お金がつけばできるということではなくて、どういう仕組みを作って維持していくかが大事になってくる。防犯灯は自治会によって本数に差があるので、例えばお金の使い方、自治会の世帯数割で必要総額を按分して、それを自治会へ預けて取り組んでいただけたらどうか。環境対策費というようなもので自治会へお願いし、その中で LED に使っていただく、あるいは地域の中で生ごみ処理を共同で設置するとか、そういう環境対策といったものに力を入れてやる事業に対して、地域協議会として地域予算を使って予算付けをしたらどうか。防犯灯の LED 化を地域協議会でまとめて実施するには、地域協議会のあり方、地域予算の使い方、自治会との関係など課題を乗り越える必要がある。新聞の切り抜き、インターネット収集した情報、各自治体での取り組み状況等、環境都市宣言をしている飯田市での取り組みの要綱を検討材料として配布した。上田市の LED 化では、商店街の水銀灯について 7 割の補助をして電力消費を減らそうという取り組みをしている。そのほかの取り組みはまだないが、この地域には LED ランプを製造販売しているメーカーが 2 つあるので、地域の産業活性化にもつなげて行きたい。市の事業計画へは、防犯灯の LED 化だけでなく、街路灯を含めた省力化としてあげて行きたい。

資料：丸子地域防犯灯 LED 化の検討

・ 主な意見の内容

(委員) 丸子だけがなぜ地域予算を使ってやるのかと他地域から言われるのではないかと。いう前回の話したが、環境対策で進めればなんとか可能だということか。手を上げたはいいいけど、いつの間にか下ろされてしまったとなると、せっかく議論しても時間の無駄になる。

(地域振興課) 商店街の街路灯については、上田市ではLED化、省電力化を進めている。丸子地域では防犯灯と街路灯をひっくるめて進めていけば、丸子だけという言われ方はされなくなると思っている。LEDでも生ごみ処理でも地域の環境対策で自治会の取り組む事業として一括交付すれば、目的は達成できるのではないか。

(委員) 今の話しだと、丸子地域で防犯灯にLEDを採用することによって全体で電力消費を減らそうと取り組む形では出せなくなるということか。環境という形でやると、対象が多岐に渡ってしまうとLEDを使って地域で取り組むという形にはならなくなるのでは。

(地域振興課) 自治会の防犯灯の設置密度が多くあるところとないところがある。防犯灯1灯あたりで地域予算を交付すると、自治会間で格差が出てしまうのではという懸念があるので、同じようにLEDにはなるが、あまり防犯灯がないところは、例えば違う環境対策事業に使ってもいいという幅を持たせれば、世帯割とかで均一な配分ができるのではないか。

(委員) 上丸子の街路灯の話しが進んでいるようだが、駅前と海戸の通りは規定の料金で、そこを取り替えて電気料が安くなるか。

(地域振興課) 中部電力との交渉だと思う。メーターが付いていれば消費電力が減るのでそれなりに安くなる。

(委員) ほかに街路灯でメーターでなく定額でやっている地区はあるか。

(地域振興課) 把握してない。街路灯は消費電力が大きいのでメーターは付けてあると思う。

(委員) 定額であってもLEDにすれば電気を食わないので安くなるというのは、前に中丸子区でLEDを付ける交渉をした経過がある。その時は負担が多く頓挫した。この問題の専門委員を設けて研究していただいたらどうか。

(委員) 地域予算について、他地域からのクレームが出るというのはなぜか。

(センター長) 同じ市町村に暮らしていて、サービスの水準が地域ごとに異なっているのはうまくないと思う。例えば、基金を使って丸子地域の人たちだけ医療費を無料化するというのはまずい。負担や給付などの水準は全市で同じであるべきで、そこへ地域予算を使って負担水準とか支給の水準を変えようというのはやはりまずいと思う。地域予算は何に使うかということ、地域予算を使って丸子の中にある課題を解決するという使い方が一番わかりやすいのではないか。

(委員) 合算されるまで使いようがない、この地域で協議すること自体どうなのかという議論も出てくる。ある程度割り切ってどんどん使っていく、クレームが出るようなら逆にどう理解してもらおうか考えるべき。

(委員) 異論が出るというのは、一般論で感情的に出るという意味か、市行政からブレーキがかかるという意味かによりだいぶ違う。地域予算は合併時の過渡期の話しで、本質的に未来永劫いくという話しではない。過渡期の問題として一般市民の感情的な話しなら克服できるが、市政としてそういう話しが出るとすれば、4億使えることがあるかなかなか難しいが、克服する努力をしてやっていくということではないか。

(地域振興課) 資料の背景にある「この電気料の負担については、合併により新たに発生したものであり自治会財政を圧迫している」を丸子の特性として位置づけて、地域協議会が

意見としてまとめて上げていけばいいのではないか。実際に自治会長から防犯灯について、「どうして公共のものを自治会が負担しなきゃいけないのか」という話しが多く出されていた。それから、電気料の節減については、丸子地域だけではなくて一般会計から電気料の半額の補助があるので、電気料が減れば市の財政にとってもプラスになるという要素がある。

(会長) ご協力をいただき意見書として出していきたい。何人が選んで専門委員会で話しを詰めていったらどうかということについてはどうか。

(委員) 各自治会のしくみづくりというのは非常に重要。今やっても十年後くらいにバタバタと切れていくと、その付け替えのところで行き詰る危険性がある。課題を地域協議会としても検討したほうが良いのではないか。

(会長) 6地区の代表の自治会長でお願いしたい。

・ 決定事項等

6地区代表の自治会長6人で丸子地域防犯灯LED化専門委員会を組織し、意見書の素案、自治会のしくみづくりについて検討していくこととする。

(2) 分散会

・ 地域協議会終了後に開催。第1分散会(第3会議室)、2分散会(第4会議室)分かれて引き続き検討。午後3時30分を目安に流れ解散。

5. その他

・ 自治基本条例について

(委員) 上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会に出している資料を配布。検討委員会では、条例の勉強等をしながら分科会を開催して検討を進めている。来月に全体会で各分科会のまとめが出てくる段階。分科会では、基本条例はなぜ必要か市民や各団体の皆さんと意見交換をして、知っていただくための努力を同時進行で進めている。まちづくりの中において誰がどういう役割をするのかルールを決めていこうというのが基本条例の趣旨なので、地域協議会がどういう役割かという話があっていいと思い関わっている。地域協議会の役割分担も含めてどう盛り込んでいったらいいかということもあるので、意見交換のような場を考えていってはどうかとも思っている。

資料:自治基本条例関係資料

・ 文化交流施設について

(委員) 10/21まちづくり市民懇談会に参加した。その中でいろんな意見・要望が出た中で、8~9名ぐらいの方から、JT跡地に計画されている文化交流施設に関する意見、質問が上がっていた。この丸子地域においても、文化交流施設に関する関心が高いこと、あわせて合併特例債の活用について丸子地域で意見を出しても良いのではないか。

(会長) 丸子地域の特色ある地域づくりと合併時の不安解消を2本の柱として地域協議会が

立ち上がったわけで、文化交流施設の議論を協議会でやる趣旨ではないのではないか。

(委員) もっとそういうことを真剣に考えたほうが良いと言う方が多い。地域協議会として丸子地域のいろいろなことを話し合うことも大事だと思うので、文化交流施設について丸子ではこういう考えだという意見書を出したほうが良いと思う。

(委員) 丸子地域として合併特例債の活用の仕方としてぜひお願いしたいことがあれば、より意見を上げやすいと思う。135億上限という予算で文化交流施設を建設していくことが、大きな意味で丸子地域にも影響があるだろうという意見がまちづくり市民懇談会で何人も出された。誰が丸子地域の方々の思いを吸い上げるかと考えたら地域協議会しかないと思い、検討する必要もあると思い提案した。

(委員) 地域協議会の任務は決まっている。合併特例債について市長から諮問があったら答えていかなければいけないが、合併時の不安解消だからといって、すべてのことに関して果たして地域協議会が言う権限があるか提案ができるのか。存在する条例を越えてやるとなると、条例改正という別な手段をとらなければ全部を引き受けることはできないと思う。

(地域振興課) 合併特例債に絡めてその使い道について、この地域協議会から意見を申し上げたらどうかという意見だと思うが、地域協議会に委ねられているのは、「持寄分基金」、「新たに合併特例債で造成した基金果実で実施するわがまち魅力アップ応援事業」、「自治会長から要望ある身近な道路や河川の改修といった小規模な生活関連工事」などの地域予算について議論をいただくことになっている。全市に関わる問題については、地域協議会の意見にはならないと思っている。

(委員) まちづくり市民懇談会も本庁から来てすべてやっていて、そこで意見を吸い上げている。なぜここでという意見もあると思う。情報を聞くことは必要かも知れないが、それをここで改めて意見として出していくことは無理がある。そこまで踏み込めない。そうでなくとも、この地域の中のことでもなかなかまとまっていけないのに、そこまで広げても今度は何をやっているのかわからない。まず地域のことをやっていくことだと感じる。

(会長) 上田市地域自治センター条例の第6条で、「地域協議会は対象地区にかかわる事項について、市長その他市の機関の求めに応じて審議するものとする。2. 地域協議会は対象地区に関わる事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができるものとする。」となっている。対象地区は丸子地域なので意見を出すのは難しいと思う。

(委員) 地域協議会として意見が出せる内容の一つとして、例えばセレスホールとの関係で、セレスホールをいかに丸子地域の文化活動の拠点として十分活用していくかという前提があれば、文化交流施設についての意見要望は出せる可能性はあると思う。

(委員) この地域に関わることという範囲を、自分たちでどこへ規定するかということだと思う。セレスホールの関係で話しを伺ったら、セレスホールの利用度にあまり影響がないのではないかという見込みや、逆に協力してどういう事業をするかという計画もまだないという話して、地域の役割分担も含めた規模を考えていく必要があるのではないかと思い提案した。皆さんがそういう意見であれば、また別のところで議論しなければいけないと

感じるが、ただ地域協議会のあり方にしても、自ら自分たちの任務を狭めるようなことをしなくてもいいのではないか。大局からも地域に影響があるならば、あえてこちらからの意見を申し上げようという、地域内分権をするための組織だと認識しているので、あまり固く条例に自ら縛られて狭める必要はないと思う。

・カネボウ食堂棟専門委員会について

(委員) 5月の地域協議会で専門委員会を立ち上げる話しが立ち消えとなっている。分散会で3名前後委員を選出していただきぜひ発足していただきたい提案。

(会長) 分散会で3名ずつ選出していただきたい。

・今後の日程について

・次回地域協議会の日程

11月20日(金曜日)

・その他

・わがまち魅力アップ応援事業イベント情報

- ・まるこトットコ会主催「ウォーキング教室@上丸子商店街」長野県元気づくり支援金事業10/25開催

6. 閉会